

熊本県後期高齢者医療広域連合

第5次広域計画

【令和8年度～令和11年度】



令和8年2月

熊本県後期高齢者医療広域連合

目次

1	広域計画の趣旨	1
2	現状と課題	1
3	第5次広域計画の目標と基本方針	6
4	広域連合及び市町村の役割	9
5	第5次広域計画の期間及び改定	9

1 広域計画の趣旨

日本の医療制度は、国民皆保険の仕組みにより、誰もが必要なときに医療を受けられる体制を整え、長寿や高い医療水準に大きく寄与してきました。

その中でも「後期高齢者医療制度」（以下「本制度」という。）は、少子高齢化の進展や医療費の増大といった環境の変化に対応するため、高齢者医療を社会全体で支える新たな制度として、平成20年4月に創設されました。

本制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が運営主体となり、市町村と役割分担を明確にしつつ連携を強化し、適正かつ円滑な運営を行う仕組みです。その事務を計画的に進めるため、「広域計画」を策定することとされています。

広域計画に定める項目は、広域連合規約第5条に基づき、（1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事、（2）広域計画の期間及び改定に関する事とされています。

広域連合では、第1次広域計画から第4次広域計画までの運営実績を踏まえ、「高齢者の医療の確保に関する法律」の目的、理念、保険者の責務を達成するため、第5次広域計画を策定します。

2 現状と課題

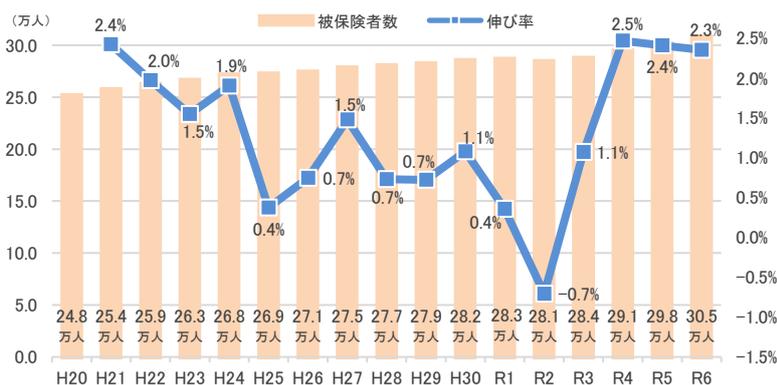
（1）熊本県の後期高齢者医療の現状

熊本県の被保険者数は、本制度発足当初の平成20年度は約24万4千人でしたが、令和6年度には約30万5千人となり、年間平均で約3,600人（1.3%）ずつ増加しています。

医療費総額は、平成20年度の約2,286億円から令和6年度には約3,335億円へと拡大し、年間平均で約65億円（2.4%）増加しています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に医療費総額は減少しました。

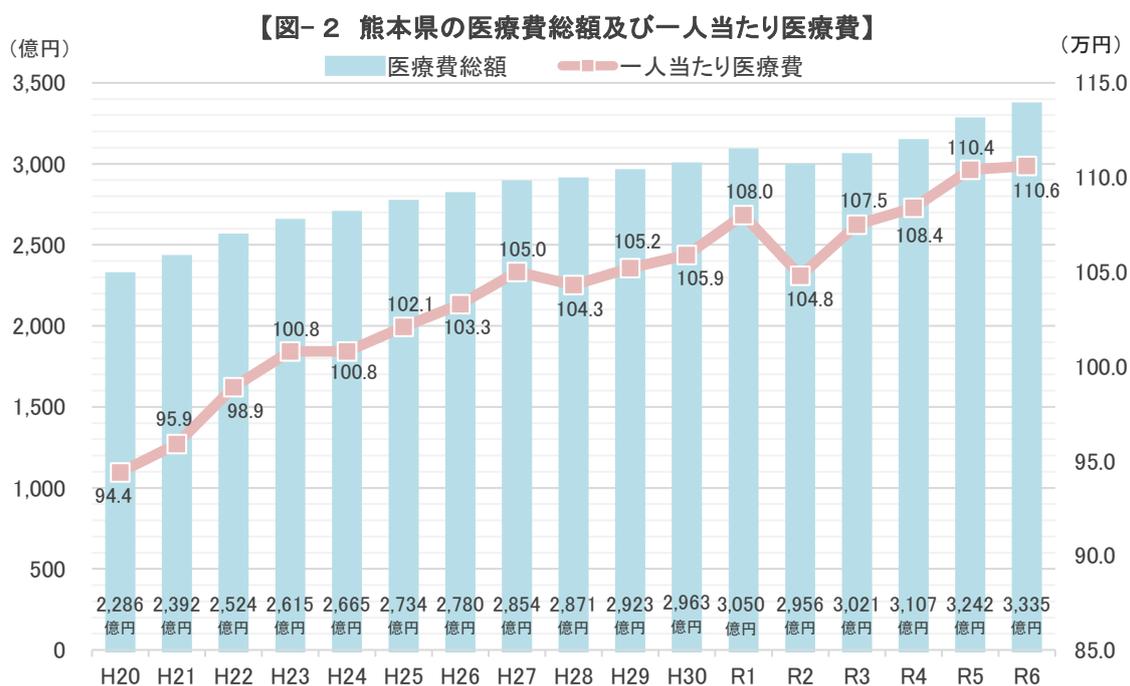
これに伴い、被保険者一人当たりの年間医療費は、平成20年度の約94万円から令和6年度の約111万円へと増加し、年間平均で約1万円（1.0%）の伸びとなっています。

【図-1 熊本県の被保険者数と伸び率の推移】



また、令和3年6月には、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、窓口負担について、従来の1割又は3割に加え、一定以上所得のある1割負担者について2割負担とする見直しが令和4年10月から実施されました。

令和7年度までに、団塊の世代は既にすべて後期高齢者医療制度に移行しており、今後も被保険者数及び医療給付費の増加が見込まれます。このため、一人当たりの医療費の伸びを抑制するとともに、医療費の適正化と健康寿命の延伸をより一層推進していく必要があります。



(2) 第4次広域計画までの実績と課題

①事務の効率化・適正化と個人情報の保護

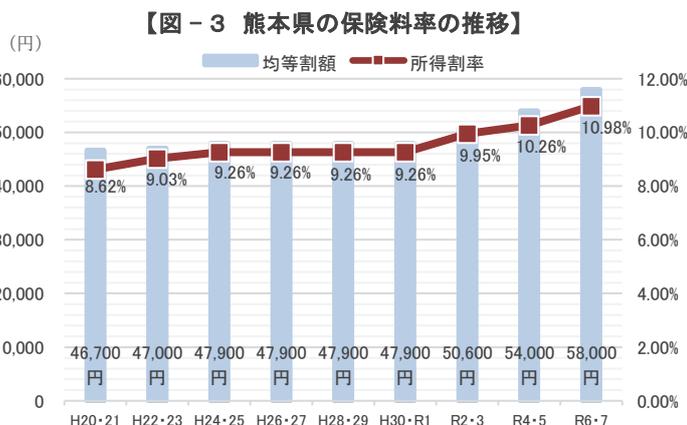
本制度発足以降、構成市町村（以下「市町村」という。）との協議の場である主管課長会議や事業協議会、分科会を通じて協議し、各種業務の見直しを進めてきました。平成30年度からは、事業協議会及び専門部会に組織を整理し、事務手順や保健事業実施計画（データヘルス計画）等について検討を行い、効率的かつ効果的な実施を図っています。

今後も、広域連合と市町村が緊密に連携して制度の適正な運営を進めていく必要があります。

また、令和3年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が本格運用され、個人情報の厳格な管理が求められています。これに対応するため、情報セキュリティポリシーに基づく管理徹底と、職員研修等による個人情報保護体制の強化に取り組んでいます。

②医療保険財政の安定化

熊本県の保険料率は、本制度施行時（平成20年度）に所得割率8.62%、均等割額46,700円でスタートしましたが、被保険者数や高齢者医療費の増加に伴い見直しを重ね、令和6・7年度には所得割率10.98%、均等割額58,000円まで増加しました。

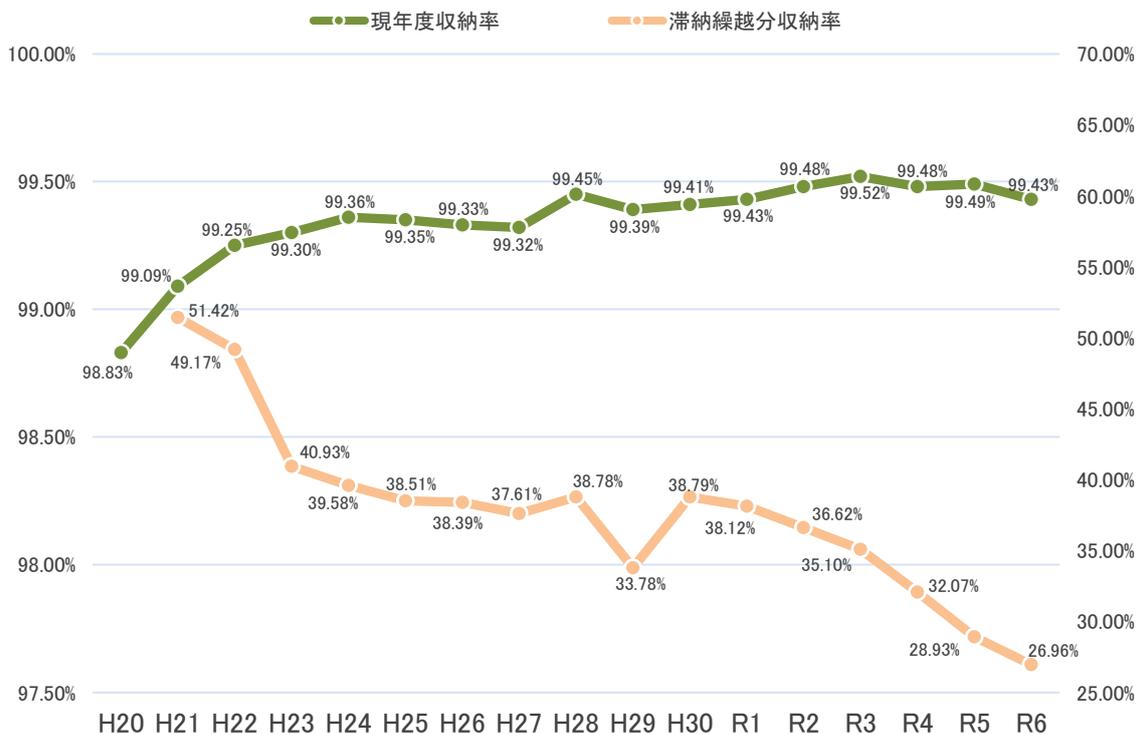


保険料収納率は、現年度分で99.43%と高い水準を維持していますが、滞納繰越分は26.96%にとどまっています。

保険料の徴収及び滞納処分に関する事務については、市町村の役割ですが、規模や体制が様々であるため、広域連合では収納対策事務担当者研修会の開催や収納事務の状況調査・滞納処分業務に関する市町村訪問等を実施し、担当者の収納事務に関する知識の向上を図る等、市町村への支援を継続して行っています。

また、熊本県及び熊本県国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携を図りながら、第三者求償事務や不当利得等の債権回収などにも重点的に取り組んでいます。

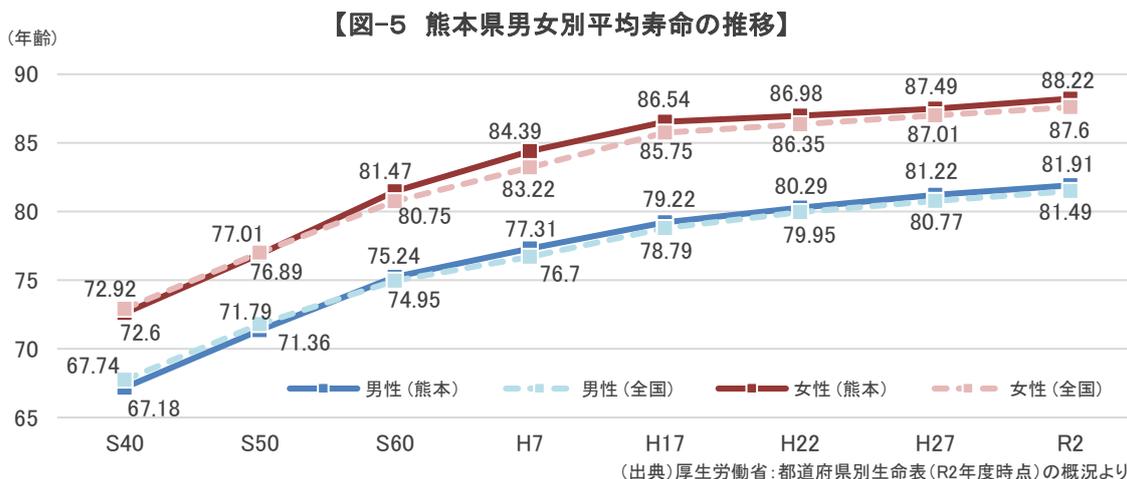
【図-4 熊本県の保険料収納率(現年度分・滞納繰越分)の推移】



③健康寿命の延伸

【平均寿命】

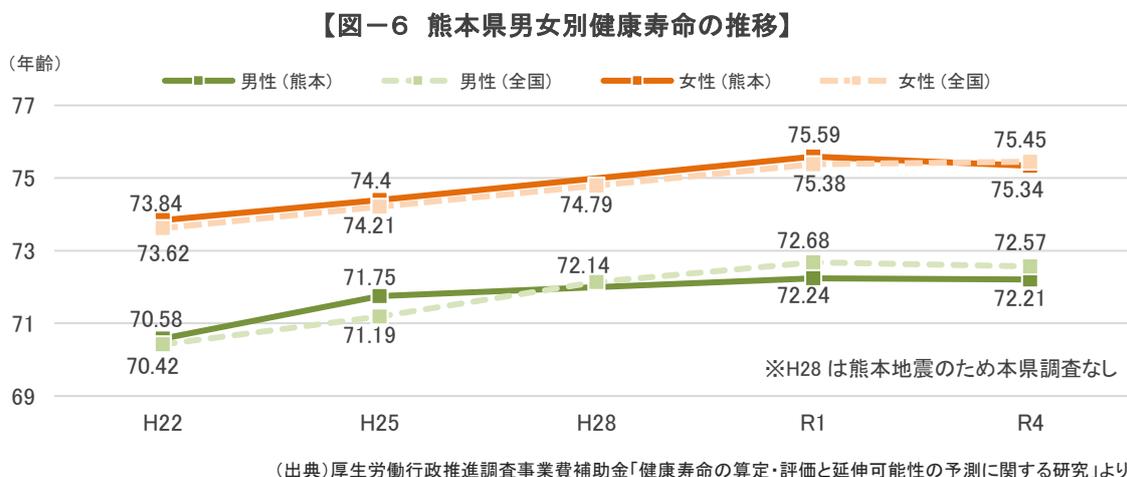
熊本県の平均寿命は、令和2年度において、男性81.91歳（全国9位）、女性88.22歳（全国5位）で、前回の平成27年と比較し、男性は0.69歳、女性は0.73歳伸びています。



【健康寿命】

熊本県の健康寿命は、令和4年度において、男性72.21歳（全国31位）、女性75.34歳（全国31位）で、前回の令和元年度と比較し、男性は0.03歳、女性は0.25歳短くなっています。

令和6年3月に策定された「第3次保健事業実施計画（データヘルス計画）」では、健康診査事業、歯科口腔健康診査事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を通じて、フレイル予防や生活習慣病などの早期発見・早期対応及び重症化予防に取り組むことで、後期高齢者が自立した生活を維持できるよう支援し、生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指しています。



(※)健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（厚生労働省）

④医療費の適正化

被保険者への医療費通知や訪問指導事業、ジェネリック医薬品普及啓発などを通して、医療費適正化を推進しています。

医療費通知は、被保険者に自身の受診状況や医療費を確認する機会を提供し、健康状態の把握や

医療機関へのかかり方を見直すきっかけとなることで、医療給付の適正化につながっています。

また、ジェネリック医薬品については、利用差額通知や希望カードの配布により、普及啓発に取り組んできました。国の「医療費適正化計画」において、ジェネリック医薬品の利用促進は重点施策として、令和11年度までに数量シェアを概ね80%程度とすることが目標として掲げられていますが、熊本県におけるジェネリック医薬品の使用割合は、令和6年9月時点で86.5%と全国平均の84.5%を上回っており、着実に普及が進んでいます。

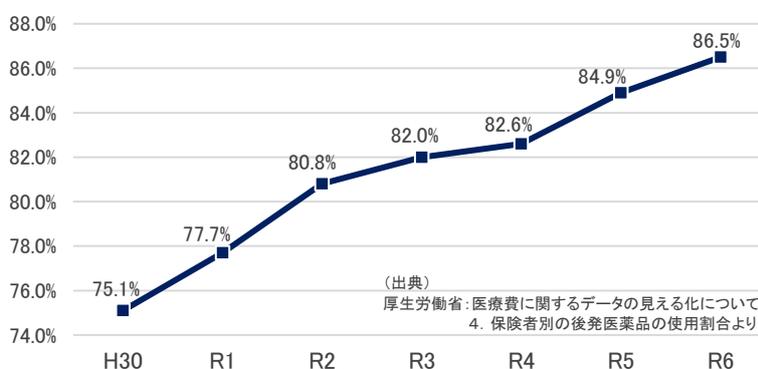
さらに、熊本県国民健康保険団体連合会と連携しながら、レセプト点検等の取組も強化することで医療給付費の適正化を推進しています。

⑤制度の理解促進

広域連合では、本制度の周知を図るため、パンフレットとリーフレットを作成し、新規に被保険者となられた方を対象に配布してきました。また、ホームページや市町村の広報紙、新聞広告を活用しながら、制度の内容だけでなく注意喚起情報についても広報を行ってきました。

今後も、費用対効果を考慮しながら、共に制度を支える現役世代も含めた幅広い世代に向けて広報活動を継続し、本制度への理解を深めながら、安定的な制度運営を進めていく必要があります。

【図-7 熊本県のジェネリック医薬品の使用割合の推移】



3 第5次広域計画の目標と基本方針

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆様が安心して医療を受け、地域において健康に生活できるよう支える医療保険制度です。

このため、広域連合は、熊本県の現状と課題を踏まえ、国民皆保険制度の理念のもと、後期高齢者医療制度及び保険財政の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の基本方針を定めます。

(1) 事務の効率化・適正化と個人情報の保護

被保険者数の増加や制度改正に伴い、広域連合及び市町村の業務量は年々増加しており、限られた人員で効率的かつ効果的に業務を推進することが求められています。今後は、オンライン会議の活用をはじめとする ICT の推進、柔軟な勤務形態の導入、適切な人員配置等により業務効率と質の向上を図ります。

また、制度の円滑な運営にあたっては、広域連合と市町村の連携が必要不可欠です。事務担当者研修会や事業協議会、専門部会等の各種会議を通して、相互に情報を共有し、課題の解決や事務処理の標準化・効率化に取り組むことで、安定した制度運営に努めます。

さらに、個人情報の取扱いについては、各種関係法令や情報セキュリティポリシーに基づき、適切かつ厳格に管理するとともに、引き続き、職員研修等を通じて個人情報保護体制の強化を継続して行います。

(2) 医療保険財政の安定化

後期高齢者医療の財政運営は、広域化によるスケールメリットを生かし保険料負担と医療給付の平準化を進めていく必要があります。

保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、適切な水準となるよう2年に1度見直していますが、被保険者数の増加に伴う医療給付費の増加や、出産育児支援金制度への拠出など新たな制度導入により、今後も保険料の上昇が見込まれます。

保険料の急激な上昇を抑制するため、広域連合は令和8年度からの中期財政計画に基づき、中長期的な視点により保険給付費等の見通しを立てます。そのうえで、国、県、市町村等と連携し、補助金や交付金などを最大限に活用するとともに、公金運用等に積極的に取り組み、必要な財源を確保し、安定した財政運営を図ります。

また、安定的な保険料収入の確保に向けて、市町村と連携しながら収納対策事務担当者の研修会等を通じて収納率向上を推進します。

さらに、本来負担すべき者から費用を徴収することで、被保険者に不当な負担が及ばないようにし、不要な医療給付費の支出を抑制することが保険財政の健全性の確保につながります。今後も、熊本県及び熊本県国民健康保険団体連合会と連携し、第三者求償事務や不当

利得等の債権回収などにも重点的に進め、適切な医療給付費の支出に取り組みます。

(3) 健康寿命の延伸

平均寿命と健康寿命の差を短縮することで、被保険者の健康を保持し、生活の質の低下を防ぐことができます。

健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、第3次データヘルス計画に基づき、医療・健診等のデータを活用して市町村と連携し、各種保健事業を推進しています。特に、地域の特性を踏まえた保健事業である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業は、広域連合の委託を受けた県内すべての市町村が主体的に取り組んでいます。広域連合では、市町村との意見交換の機会を積極的に設け、支援ニーズの把握に努めるとともに、熊本県や熊本県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村が地域における健康課題に対応するための、効率的かつ効果的な事業実施体制の整備を強化します。

市町村へ委託している健康診査及び歯科口腔健康診査については、受診率が高い市町村の取組事例を他自治体へ積極的に情報提供する等、熊本県全体の受診率向上に向けた効果的な取組を継続して実施することで、被保険者の健康保持・増進及び健康寿命の延伸につながります。

(4) 医療費の適正化

医療費適正化は、将来にわたり安心して医療給付が受けられる医療保険制度の堅持と、被保険者の健康保持の観点から重要な課題です。広域連合では、被保険者一人ひとりが適正な医療給付を等しく受けられるよう取り組みを進めます。

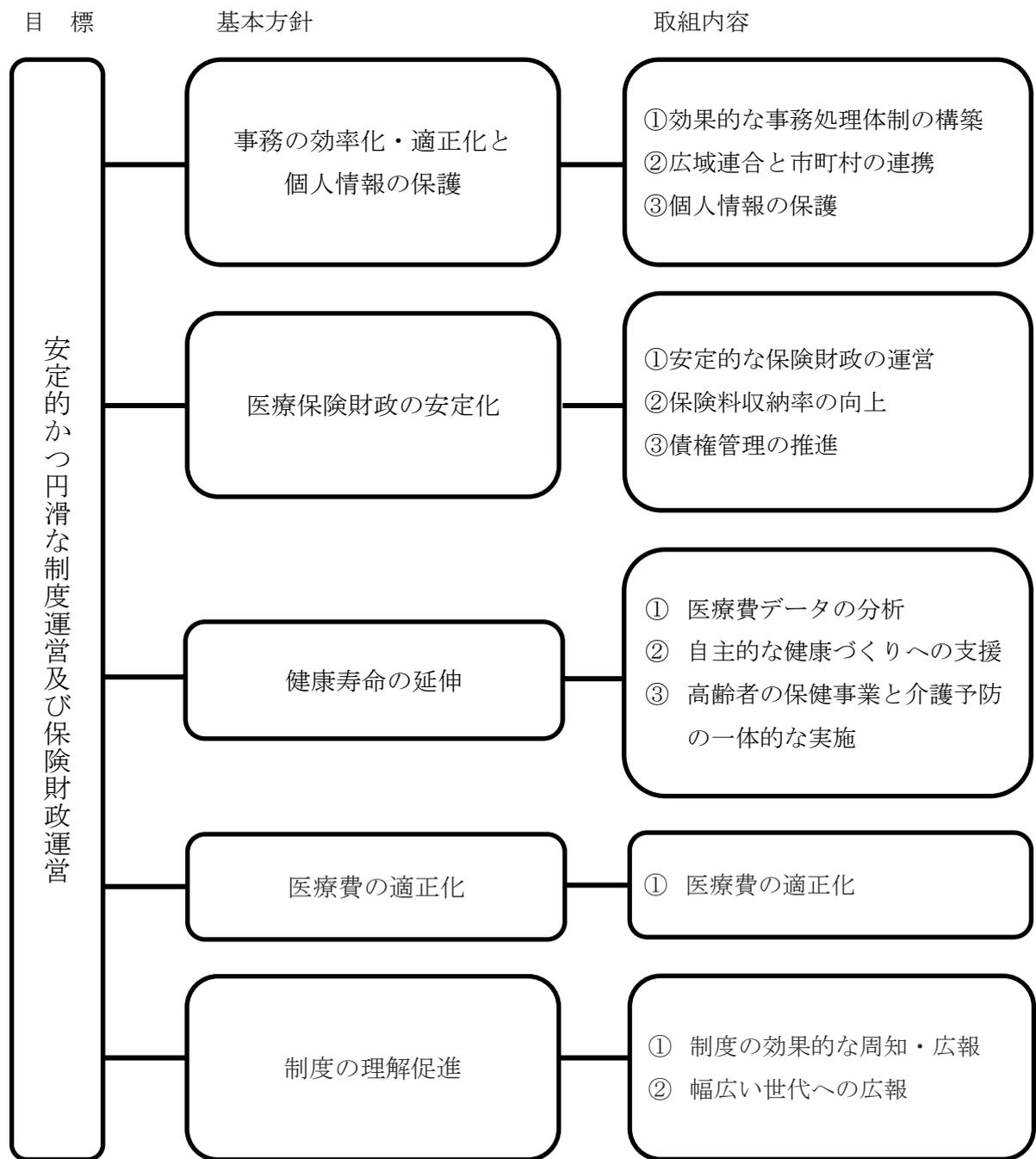
具体的には、国・県が作成する医療費適正化計画の方針に基づき、被保険者に医療費の利用状況を知らせる医療費通知の送付を継続するとともに、ジェネリック医薬品の利用促進を目的とした利用差額通知の送付を行い、医療費の適正な利用と制度の持続可能性の確保を図ります。

また、引き続き、熊本県国民健康保険団体連合会と連携しながらレセプト点検や柔道整復施術療養費などへの取組を強化することで、医療給付費の適正化を一層推進します。

(5) 制度の理解促進

本制度の施行以来、広域連合ではホームページや新聞広告などを通じて、被保険者への本制度の周知に取り組んできました。今後は既存の広報手段に加え、SNS や動画配信など新たなツールを用いながら、被保険者のみならず幅広い世代に本制度への理解を広げ、円滑な制度運営につなげていきます。

また、広域連合は市町村と連携し、市町村広報紙などの活用により、わかりやすい情報発信に努め、世代を超えて信頼される制度運営を目指します。



4 広域連合及び市町村の役割

広域連合及び市町村は、互いに連携しながら、それぞれの事務について役割と責任を持って被保険者への対応を行い、本制度の運営にあたります。

	広域連合の役割	市町村の役割
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格の取得及び喪失の認定 資格確認書等の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し及び返還の受付
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定 保険料の賦課、減免及び徴収猶予の決定 市町村が実施する収納対策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務 保険料に関する申請の受付
医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付費等の審査及び支給決定 レセプトの内容点検及び管理 給付実績等のデータ管理 データヘルス計画の推進 市町村と連携した保健事業の推進 ジェネリック医薬品の普及促進 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 広域連合との連携による健康診査等、地域の特性に応じた保健事業の推進 ジェネリック医薬品の普及促進 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施
周知広報	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動及び相談業務 市町村職員に対する研修会等の開催 分かりやすいホームページの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動及び相談業務 広報紙への掲載 SNS 等による情報発信

5 第5次広域計画の期間及び改定

広域計画はこれまで、第1次広域計画は3年間、第2次広域計画から第4次広域計画は5年間としてきましたが、第5次広域計画では、当計画と関連性が高く、整合性を保つべき国・県の医療費適正化計画及び本広域連合の第3次データヘルス計画と計画期間の終了年度を合わせるため、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

第5次広域計画

令和8年2月発行

(沿革)

第1次広域計画（平成20年度～平成22年度）	平成19年3月発行
第2次広域計画（平成23年度～平成27年度）	平成23年2月発行
第3次広域計画（平成28年度～平成32年度）	平成28年2月発行
第3次広域計画一部変更	令和2年4月1日施行
第4次広域計画（令和3年度～令和7年度）	令和3年2月発行
第4次広域計画一部変更	令和6年12月2日施行
第5次広域計画（令和8年度～令和11年度）	令和8年2月発行

発行者 熊本県後期高齢者医療広域連合

所在地 熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館2階

連絡先 総務課企画財務班

TEL 096-368-6511 / FAX 096-368-6577

E-mail kouikoureisya@kumamoto-kouiki.jp

URL <https://www.kumamoto-kouikirengo.jp/>